

福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

1. 福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善につきまして、平成29年度の臨時改定における福祉・介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

2. 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

① 処遇改善加算要件

現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること

② 職場環境等要件

職場環境要件において「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。なお、

③ 見える化要件

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容が見える化すること。

3. 見える化要件とは

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、福祉・介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

4. 職場環境等要件

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に記載します。

	職場環境環境要件項目	当法人としての取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	働きながら介護の資格(初任者研修・実務者研修等)を取得できるよう、介護職員修学援助貸与金制度を規定化しています。 職員に対し、業務に関連した個人の知識の向上や技術・技能の向上などに資する研修会・学会・講習会等の自主的な出席を奨励し、費用の一部を援助する制度を規定化しています。
	その他	生涯研修体制の制度化 キャリアラダーに基づいた研修体系の制度化
労働環境・ 処遇の改善	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	有給休暇取得を積極的に行っています。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施。 敷地内の全面禁煙実施。
その他	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	地域交流ルームを地域住民が利用できるよう開放しています。 地域児童の放課後支援活動を行っています。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を奨励しています。 正規職員への転換を促進するため、限定正職員制度を取り入れています。

5. 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況は次の通りです。

事業所名	サービス名	算定する介護職員等特定処遇改善加算の区分
ヘルパーステーションいけだ	居宅介護	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
ヘルパーステーションいけだ	重度訪問介護	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
ヘルパーステーションほほえみ	居宅介護	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
ヘルパーステーションほほえみ	重度訪問介護	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
ヘルパーステーションあらぐさ ※2020年9月1日開設予定	居宅介護	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ※2020/9/1～
ヘルパーステーションあらぐさ ※2020年9月1日開設予定	重度訪問介護	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ※2020/9/1～

2020年4月1日掲載

2020年7月31日改定

ヘルパーステーションあらぐさ 加筆